

環境影響評価書案の概要

東京へリポート拡張事業

昭和62年2月

東 京 都

1. 総 括

1.1 事業者の氏名及び住所

氏 名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木 俊一

住 所：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

1.2 対象事業の名称

東京ヘリポート拡張事業

〔飛行場の変更〕

1.3 対象事業の内容の概略

この事業は、現在の東京都東京ヘリポートを、将来の航空需要に対応した安全なヘリポートとして整備するものであり、その計画の概略は表1-1に示すとおりである。

表1-1 事業計画の概略

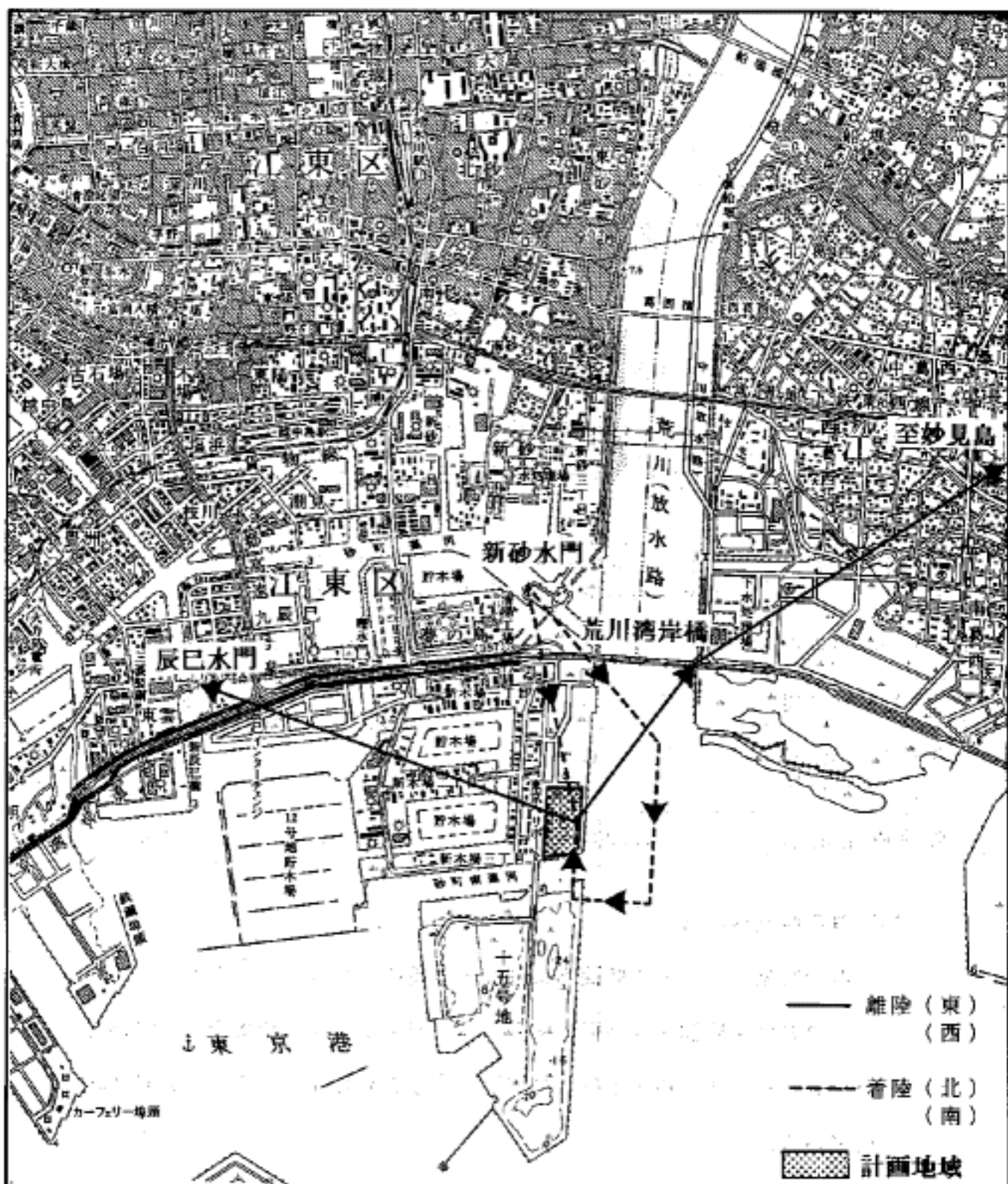
項 目		既 設	変 更 後	拡張面積
敷地面積		118,443 m ²	149,135 m ²	30,692 m ²
基本施設	滑走路	2,700 m ² (90m×30m)	3,000 m ² (100m×30m)	300 m ²
	誘導路	1,200 m ² (2×40m×15m)	2,430 m ² (2×81m×15m)	1,230 m ²
	エプロン	22,590 m ²	34,000 m ²	11,410 m ²
安全施設	コンパス修正場	なし	1,600 m ² (40m×40m)	1,600 m ²
	ホバリングテスト場	なし	} 4,200 m ² (60m×70m)	4,200 m ²
	スクエア・パターン テスト場	なし		
格納庫用地等		19,300 m ²	24,300 m ²	5,000 m ²
滑走路処理能力		5万5千回/年	5万5千回/年	—

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、対象事業の及ぼす影響について予測・評価した。その結論は表1-2に示すとおりである。

表1-2 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大気汚染	<p>工事車両の走行及びアクセス交通による二酸化窒素及び一酸化炭素の付加濃度は少なく、影響は軽微であると考ええる。</p> <p>また、建設機械の稼働による大気汚染の付加濃度は少なく、影響は軽微であると考ええる。</p>
2. 騒音	<p>工事車両の走行及びアクセス交通による騒音レベルの増加は少なく、計画地域周辺における影響は軽微であると考ええる。</p> <p>建設機械の稼働による騒音レベルは、勧告基準値以下であるので、影響は軽微であると考ええる。</p> <p>ヘリコプターの運航によるWECPNLが環境基準値を超えている地域は、大部分が計画地域周辺の工業専用地域であるので、影響は軽微であると考ええる。</p>
3. 振動	<p>工事車両の走行及びアクセス交通による振動レベルの増加は少なく、影響は軽微であると考ええる。</p> <p>また、建設機械の稼働による振動レベルは、勧告基準値を下回っており、影響は軽微であると考ええる。</p>
4. 低周波空気振動	<p>ヘリコプターの運航により低周波空気振動が発生する地域は、計画地域周辺に限定されており、影響は軽微であると考ええる。</p>
5. 電波障害	<p>計画地域周辺のテレビ受信状況は概ね良好であり、ヘリコプターの運航によるフラクチャー障害の発生は予測されず、影響はないものと考ええる。</p>
6. 景観	<p>事業は、滑走路の移設及び駐機場等の拡張であり、景観への影響は少なく、また、拡張区域を見渡せる地域は計画地域周辺に限定されており、影響は軽微であると考ええる。</p>



(羽 撃)

- イ. 新砂水門を目標に進入する。
- ロ. 新砂水門より5km及び1海里の地点で位置通報を行う。
- ハ. 新砂水門から直線進入又は増尾橋路を経て着陸する。
- ニ. 新砂水門に到着した進入機は着陸順位第1位にある航空機とみなす。

(出 発)

- イ. 出発は辰巳水門又は荒川湾岸橋を經由して妙見島を目標とする。
- ロ. 離陸後東京国際空港に向う出発機は羽田上空で東京タワーと通信連絡を設定してその指示に従う。



1:50,000

0 500 2000 m

図2-2 飛行経路

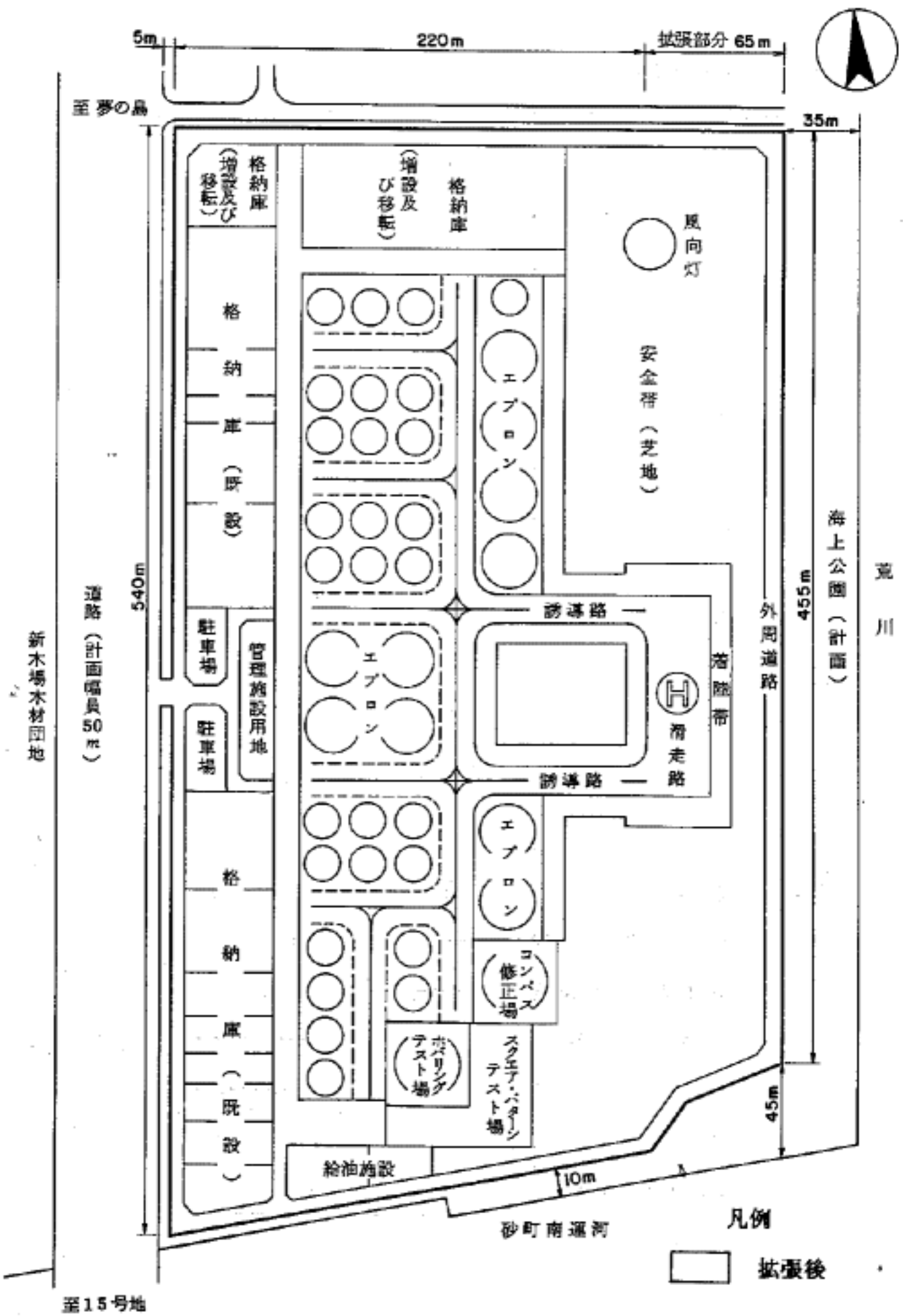


図 2-3 東京ヘリポート施設配置計画図 (拡張後)